

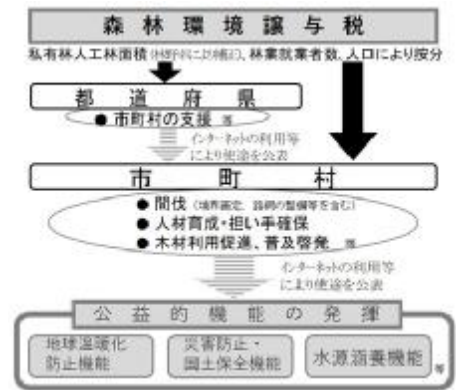


森林整備手法調査

大阪府内の市町村が、森林環境譲与税を活用し、「大阪府森林整備指針」に基づき森林整備を進めるために必要な整備手法や地図データを整備・提供しています。

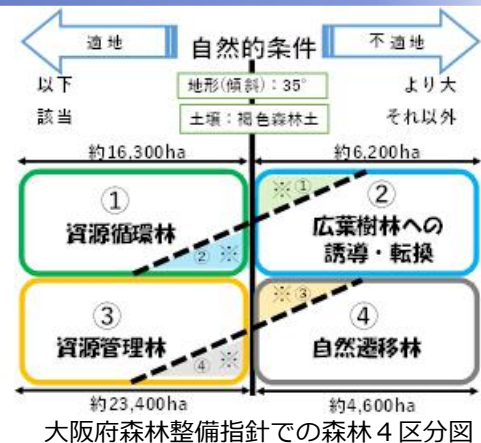
森林環境譲与税

- 適切に森林整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっています。
- このような現状の下、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な予算を安定的に確保するため、森林環境譲与税は創設されました。



大阪府森林整備指針

- 森林経営管理法及び、森林環境譲与税により、市町村自らが森林整備を実施できるようになりました。そこで、府域の森林を対象に、府、市町村が連携・協調して府域の森林の保全整備を進めるために、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示す「大阪府森林整備指針」が令和元年12月に策定されました。



生物多様性センターの取り組み

- 森林整備手法について取りまとめた『広葉樹林化技術マニュアル（令和元年度）』、『災害に強い森づくり技術マニュアル（令和2年度）』を作成しHPで公開しています。
- 森林の評価やゾーニングに関する地図データを整備し、市町村に提供しています。

令和元年 『広葉樹林化技術マニュアル』 令和2年 『災害に強い森づくり技術マニュアル』

データを集計し林小班ごとに算出